

# 第19回 “なるほど ザ 制度化”

～みんなで制度を学びましょう～

## 「意思疎通支援事業について話し合おう！」

4月1日施行の「障害者総合支援法」で意思疎通支援が始まるのに合わせて、厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」の通知があり、その中で「区市町村および都道府県の意思疎通支援事業実施要綱」のモデルが示されました。けれども、未だ意思疎通支援事業は自治体の裁量で実施するものとされていて、各自治体にはモデル要綱の狙うところを導入しなければならない義務はありません。

しかし、今回示されたモデル要綱は、障害者基本法改正に伴って「障害とは社会的障壁が作るものである」ことや「手話は言語である」という考え方を組み込んだ内容で作られています。

そこで、各市町の派遣事業を基本法の内容に沿ったものとするよう各自治体に働きかけていくことが大事になります。

**[日 時]** 平成25年8月10日(土) 13:30～16:30 (受付13:00より)

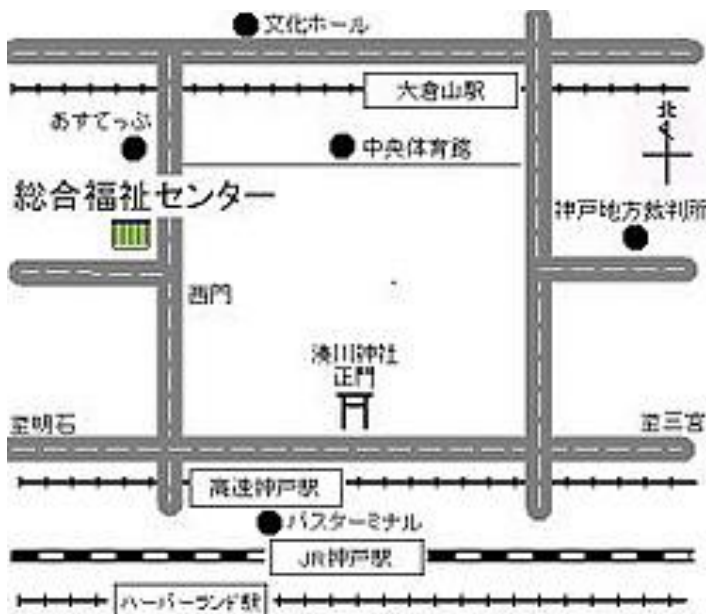
**[内 容]** 意思疎通支援事業について話し合おう！

兵聴協等主催で行われる厚労省意思疎通支援事業の担当者を招いての学習会(7/12)をふまえて制度化委員会では、県内の身近な課題等を通して皆さんにさらに分かりやすく学んでもらえるよう今回の“なるほどザ制度化”を実施します。

**[会 場]** 神戸市立総合福祉センター 4F 第一研修室

**[参加費]** 500円(事前申込みは不要です。当日参加でOKです)

**[主 催]** 兵庫手話通訳制度化推進委員会



### 【問い合わせ先】

(公社)兵庫県聴覚障害者協会内  
兵庫手話通訳制度化推進委員会

Tel : 078-371-5613

Fax : 078-371-0277

※ 当日、保育の準備はありません。